

資料9

令和6年●月●日
中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
農薬小委員会決定

農薬小委員会審議参加規程

本小委員会においては、農薬の登録の可否に係る事項が審議される。その結果は、当該農薬の申請者に利益又は不利益を及ぼし得るものであり、審議の中立性・公平性を確保する必要がある。

このため、本小委員会においては、委員、臨時委員、又は専門委員（以下「委員等」という。）に対し、下記の1～3のいずれかへの該当有無の自己申告を、別紙の様式により、審議対象の農薬ごとに求めることとし、利益相反があると考えられる委員等については、原則として、当該利益相反に係る審議が行われている間は退席を求めるものとする。なお、審議を行う上で当該委員等の知見が重要であると考えられる場合には、小委員会委員長の判断により、当該利益相反が審議結果に影響を与えない範囲において、審議に参加させることができるものとするが、この場合においても、当該委員等は議決には参加しないものとする。

記

1 申請資料等の作成への関与

審議対象の農薬の申請者若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。この場合における同業他社は、審議対象の農薬と適用病虫害及び作用機作が類似し、かつ、競合関係にある農薬を製造又は開発中であるものに限る。）による申請資料等の作成に協力（申請資料等の作成への技術的助言を含む。）した場合。ただし、多数の試験を受託する機関に所属する委員等が、通常の業務として試験責任者以外の立場で試験に関与した場合を除く。

2 雇用その他の関係

委員等又はその家族（配偶者及び一親等の者であって委員等と生計を一にする者をいう。以下同じ。）が過去3年以内に特定企業の役職員等に就任していた場合又は特定企業の発行済株式の5%以上を保有している場合。

3 金品等の授受

特定企業から過去3年間のいずれかの年において取得した金品等（報酬、株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）の合計額が、委員等及びその家族にあつては百万円以上、委員等が所属する組織にあつては二百万円以上である場合。この場合において、委員等が所属する組織が取得した金品等とは、当該委員等が実質的に使途を決定し得るものに限るものとする。

(別紙)

農薬小委員会における利益相反申告書

第〇回中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 農薬小委員会（〇〇年〇月〇日）
における、農薬〇〇〇〇（申請者：〇〇〇〇）に関する審議事項に対し、私又は
私の家族が何らかの利害関係を有しており、利益相反となる

- ☐ おそれがあります。
☐ おそれはありません。

利害関係の詳細は以下のとおりです。

利害の類型（申請資料 等の作成への関与、雇 用その他の関係、金品 等の授受）	特定企業の名称	受益者	利害関係を有 した時期

その他、審議における客観性又は独立性に影響を及ぼし得る事項：

--

上記に開示した情報は正確であり、私の知り得る限り、この他には、利益相反
のおそれがある利害関係はありません。以上の状況に変化が生じた場合には、審
議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告し
ます。

署名：

年 月 日

申告書記入上の留意事項：

1. 申告書は、農薬小委員会の会合ごとに、審議対象となる農薬ごとに一葉記入し、事務局（環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室）に提出する。
2. 「農薬小委員会審議参加規程」本文に記載の基準に該当する事項があれば、漏らさず記載する。その際、金品等の授受の合計額を具体的に記載する必要はない。
3. 受益者の欄には、利益相反の基準に該当する利害関係を有している主体（本人、家族、所属する組織等）を記入する。